

2み教学第2312号
令和3年2月25日

市内小中学校長 様

みよし市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

みよし市立学校施設の利用について (依頼)

このことにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大による他市町の学校開放中止に伴い、みよし市民の方がみよし市立学校施設を優先的に使用できないという課題がありました。

つきましては、下記のとおりといたしますので、令和3年度からの学校開放に向けて御確認いただきますようお願いいたします。

記

みよし市立学校施設を利用できる者は、「みよし市立学校施設の利用に関する条例」で、以下のように定められています。

第2条 第3項 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が特に認めた者

上記に加え、その他必要な事項を教育委員会が定めること（「みよし市立学校施設の利用に関する規則」第5条）として以下のとおりといたします。

ただし、学校施設を利用するときは、利用者の概ね半数以上が市内在住者、市内在勤者、市内在学者であることを原則とする。

担 当 学校教育課 (鈴木)
電 話 0561-32-8026
ファクシ 0561-34-4379